



成年後見制度利用 促進法の対応



松尾 孝彦 議員



今後も、市民後見人の養成など に取り組む



質問一 現状の取組状況と課題は

二 制度の内容と本市の対応は

答弁一（市長） 地域包括支援センターで相談を受け、成年後見制度の利用を促すほか、講演会を開催して制度の普及啓発に取り組んでいる。制度の利用が必要にもかかわらず、後見等の開始審判請求を行う方がいない場合は、市長が代わって申立てをしている。対象者が経済的に厳しい場合は、申立て費用を市が負担し、さらに、対象者の経済状況により、成年後見人等に対する報酬も助成している。市の事務手続の増大に加え、公費負担の増加も課題である。

二 成年後見制度の利用の促進に関する法律は、成年被後見人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されること、市

民後見人等を育成し、その活用を図ること等を基本理念としている。本市の市民後見人養成講座の22人の修了者のうち、6人が鶴ヶ島市社会福祉協議会の権利擁護支援センターで後見支援員、あるいは日常生活自立支援事業の生活支援員として活動している。今後も、市民後見人の養成などに取り組む。

◎その他の質問

一 引きこもり支援について

二 「介護職」を知る授業について



資産の有効活用について

藤原 建志 議員



市が保有する資産を最大限に活用していく

質問一 市保有資産の有効活用についての市の見解は。

二 広告と自動販売機の現状と今後の展開は。

三 土地と建物の有効利用と今後の展開について。

四 不要物品のネットオークションの活用について。

答弁一（市長） 財政状況の見通しからも必要不可欠である。今後、経営的な視点を意識しながら、土地、建物などの財産を総合的に管理し、有効活用を図っていく。

二 27年度の有料広告収入は約548万円、自動販売機貸付収入は約1315万円であるが、窓口環



境改善工事に合わせた動画広告付案内表示板の設置により、新たに約132万円の財源の確保ができた。引き続き、新たな手法や設置場所の拡大等を調査研究する。

三 市では、旧ふれあいセンターや旧区画整理事務所的一般事業者への貸付け、庁舎6階の市民開放など、資産の有効活用を行っている。今後は、個別の財産ごとに特性を整理し、最もよい方法で財源確保と有効利用を図っていく。

四 有効な手段であり、出品可能な不要物品等の処分の際には、新たな方法として調査研究していく。

◎その他の質問 これでもいいのか子供の貧困対策